

議案第2号

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

本条例は、平成31年3月31日までの時限措置となっており、福岡工業団地等の企業誘致を推進するため、適用期限を3年間延長するものです。

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例

(平成18年つくばみらい市条例第43号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効後の経過措置)</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効後の経過措置)</p> <p>3 (略)</p>